

第 5 6 号議案

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区育英資金貸付条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区育英資金条例

第 1 条中「もつて」を「及び助成することにより、」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の見出し中「貸付審議会」を「育英資金審議会」に改め、同条第 1 項中「の貸付」の次に「及び助成」を加え、「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」に改め、同条第 2 項第 1 号中「学資金貸付申請者」を「学資金の貸付及び助成の申請者」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条第 1 項中「学資金は」を「貸し付けた学資金は」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出し中「貸付」の次に「又は助成」を加え、同条各号列記以外の部分中「貸付」の次に「又は助成」を加え、「やめる」を「取り消す」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「貸付」の次に「又は助成」を加え、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条(見出しを含む。)中「貸付」の次に「又は助成」を加え、同条を第 5 条とする。

第 3 条(見出しを含む。)中「貸付金額」を「貸付及び助成の金額」に、「別表」を「それぞれ別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(助成の資格)

第 3 条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。

(1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 大学(法第 9 7 条の大学院を除く。以下この条において同じ。)

若しくは専修学校の専門課程(法第 1 2 5 条第 1 項の専門課程をいう。以下同じ。)に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)の 4 年次から 5 年次までに在学すること。

イ 学業成績が優秀であると認められること。

ウ 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 1 5 年法律第 9 4 号)

第 1 4 条第 1 項の無利息の学資貸与金(以下「第一種学資貸与金」という。)の貸与を受けていること。

エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件

(2) 大学等入学準備金支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 大学又は専修学校の専門課程に入学すること。

イ 学業成績が優秀であると認められること。

ウ 経済的理由により修学が困難であること。

エ アからウまでに定めるもののほか規則で定める要件

別表中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 4 条関係)

奨学金返済支援助成	第一種学資貸与金の貸与額の 2 分の 1 の額。ただし、当該額が 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円を超える場合は、1 , 0 0 0 , 0 0 0 円とする。
-----------	---

大学等入学準備金支援助成	150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。
--------------	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年条例第17号)を次のように改正する。

別表区長の部足立区育英資金貸付審議会の項中「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」に改める。

(提案理由)

育英資金の助成等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。